

事案書（ 経営会議  調整会議）

開催日：平成23年6月29日（水）

担当課：市長室 危機管理課

<p>件名：（仮称）大和市暴力団排除条例の制定について</p>	
<p>提出理由：（仮称）大和市暴力団排除条例の制定に伴う市民意見公募手続き等を行うにあたり、その内容について了承を得るため</p>	
<p>内容：</p> <p>1. 条例制定の背景</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律が平成4年3月に施行され、それ以降、暴力団排除の機運の高まりや、警察の厳しい取締りにより、暴力団は社会から孤立しつつある。</li> <li>・しかしその一方で、暴力団は組織実態を隠し、合法的な企業活動を装い、凶悪な組織犯罪に深くかかわるなど、市民生活への影響が懸念されている。</li> <li>・こうした状況を踏まえ、神奈川県では、暴力団排除に向けた基本理念、県、県民などの責務や役割を明らかにし、さらに、基本的施策として、県の契約事務、給付金の対象者、公の施設の管理などから暴力団を排除する規定を定めた、神奈川県暴力団排除条例を本年4月に施行している。</li> <li>・このような中で、基礎自治体である市町村においても、市民の安心・安全な生活を確保するため、暴力団を社会から排除する取り組みが求められている。</li> <li>・県条例では規制の対象外となる、本市が行う契約事務や給付金の対象者、公の施設の管理などから暴力団を排除するため、市独自の条例を制定する必要がある。</li> </ul> <p>2. 条例の主な内容</p> <p>(1) 基本理念</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「暴力団を恐れない」、「暴力団に協力しない」、「暴力団を利用しない」ことを旨として、市、県、市民及び団体などが連携、協力して暴力団排除を推進する。</li> </ul>	<p>(2) 市の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・暴力団排除に関する総合的な施策を策定、及び実施する。</li> <li>・暴力団排除に関する施策の実施にあたっては、他の公共団体などとの連携を図る。</li> <li>・暴力団排除に関する情報を知ったときは、関係団体への情報提供を行う。</li> </ul> <p>(3) 暴力団排除に関する市の基本的施策</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①市職員等への不当要求に対する措置             <ul style="list-style-type: none"> <li>・指針の活用及び作成</li> <li>・職員や指定管理者への研修会の開催</li> </ul> </li> <li>②市の契約事務における措置             <ul style="list-style-type: none"> <li>・暴力団等の入札への参加制限など</li> </ul> </li> <li>③市の給付金の交付における措置             <ul style="list-style-type: none"> <li>・給付の対象者からの排除</li> </ul> </li> <li>④公の施設の管理等における措置             <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者からの排除</li> <li>・施設利用の制限</li> </ul> </li> <li>⑤市民に対する支援             <ul style="list-style-type: none"> <li>・暴力団排除に資する情報提供及び対処方法に関する助言など</li> </ul> </li> <li>⑥広報及び啓発活動             <ul style="list-style-type: none"> <li>・暴力団排除に資する意識啓発を図るため広報活動</li> </ul> </li> </ol> <p>(4) 市民の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市が実施する暴力団排除に資する施策に協力する。</li> <li>・暴力団排除に関する情報を知ったときは、市や警察などに対し、情報を提供するよう努める。</li> </ul>
<p>経過</p> <p>H22. 8 神奈川県警本部長から市長会へ、県条例に準じた条例制定の依頼</p> <p>H22. 10 県警暴力団対策課長、大和警察署長が来庁し、市長に条例制定を依頼</p> <p>H22. 12 県条例可決</p> <p>H23. 4 県条例施行</p>	<p>今後の予定</p> <p>H23. 7 意見公募手続き、意見交換会の実施</p> <p>H23. 9 市議会に条例案を上程</p> <p>H23. 10 条例施行</p>